ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ	区名
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	三・二キロワット以下	寸法規定タイプ（室内機の横幅寸法八百ミリメートル以下かつ高さ二百九十五ミリメートル以下のものをいう。以下同じ。）	A
	三・二キロワット超 四・〇キロワット以下	寸法フリータイプ（寸法規定タイプ以外のものをいう。以下同じ。）	B
		寸法規定タイプ	C
		寸法フリータイプ	D
	四・〇キロワット超 五・〇キロワット以下		E
	五・〇キロワット超 六・三キロワット以下		F
	六・三キロワット超 二十八・〇キロワット以下		G
直吹き形で壁掛け形のもの以外の分離形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	三・二キロワット以下		H
	三・二キロワット超 四・〇キロワット以下		I
	四・〇キロワット超 二十八・〇キロワット以下		J
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	四・〇キロワット以下		K
	四・〇キロワット超 七・一キロワット以下		L
	七・一キロワット超 二十八・〇キロワット以下		M

（三）　冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧における日本工業規格B八六一五―一（エアコンディショナー―第一部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法）及び日本工業規格C九六一二（ルームエアコンディショナ）の八・一（運転性能の試験）に規定する冷房能力又は暖房能力（標準）の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット（数値が千未満の場合はワット）の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス三パーセント以内（電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合にあっては、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント以内、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント以内、マイナス十パーセント以内）とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。

（四）　通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本工業規格C九六一二（ルームエアコンディショナ）に規定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。

（五）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

ハ　設置に関する注意事項

（六）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（七）　表示は、エアコンディショナーごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載すること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

二　テレビジョン受信機

（一）　年間消費電力量

A.　ブラウン管テレビ

年間消費電力量の表示に際しては、イからハまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力及び節電機能による低減消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力量を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七千百十七・五時間の積による年間待機時の消費電力量を算出し、その和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント以内とする。なお、この表示の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機（直視管型のブラウン管を有するものに限る。）で、交流の電路（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

イ　動作時消費電力は、フラットレベル白信号時の消費電力及びフラットレベル黒信号時の消費電力の平均値とする。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたものの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とする。

ロ　待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

ハ　節電機能による低減消費電力は、映像信号としてカラーバー信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。

①　周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

②　節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

ニ　イからハまでの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格C六一〇一―一（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電気的測定）の三・一（一般的状態）に規定する条件の下で行うものとする。

①　テレビのコントラスト調整は、イ及びロにおいては、フラットレベル白信号受信時消費電力が最大となるように、ハにおいては、工場出荷時の位置に設定すること。

②　テレビの明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。